2019年度「学校における交流及び共同学習を通じた障害者理解(心のバリアフリー)の推進事業」成果報告書

団体名	福井県

I 概要

1 選択したテーマ

テーマ	取組項目	選択
①交流及び共同学 習を継続的な取組 とするために、教	(ア) 通常の学級に在籍する全ての児童生徒等に交流及 び共同学習の機会を学校として計画的に実施する ための方法に関する研究	0
育課程への位置付 け等、組織的かつ 計画的な取組の在 り方に関する研究	(イ) 障害のある児童生徒及び障害のない児童生徒等が、交流及び共同学習を通じ、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むために、交流及び共同学習のねらい、事前学習と事後学習、年間指導計画への位置付けの効果的な工夫に関する研究	0
	(ウ) 通常の学級の担任などの教職員が主体的に交流及び共同学習に取り組むための体制整備の在り方及び教職員の意識向上に関する研究	
	(エ) ICTを活用した交流及び共同学習に関する研究	
②学校間交流や居 で	(ア) 特別支援学級が設置されていない小・中学校における学校間交流を推進するための学校と教育委員会の連携の在り方に関する研究	
	(イ) 高等学校おける学校間交流や居住地校交流を進めるための学校と教育委員会の連携の在り方に関する研究	
	(ウ) 学校間交流や居住地校交流等を進めるための市町 村教育委員会と都道府県教育委員会又は市町村教 育委員会と市町村教育委員会の連携に関する研究	
	(エ) 居住地域の小・中学校等に副次的な籍を置くなど、 居住地域との結びつきを強める工夫に関する研究	
の人との交流や地 域における高齢者	(ア)障害のある大人の人との交流に当たり、福祉部局や 社会福祉法人等と連携したネットワーク形成に関 する研究	
	(イ)教育委員会と地域の関係者による「心のバリアフリー連絡協議会(仮称)」を設置し、取組状況や実施体制などの成果と課題について協議するなど、地域に心のバリアフリーの意識を啓発し根付かせるための研究	
	(ウ) 高等学校の生徒や特別支援学校の高等部の生徒が、 継続的に地域の障害のある大人の人との交流をす るための方策に関する研究	

2 事業の概要

①本県では、平成27年度に策定した教育振興基本計画において、特別支援学校と小・中学校との交流及び共同学習の充実を位置づけている。平成27年度は、特別支援学校の児童生徒が自分の居住している地域の小・中学校に行って学習活動を行う居住地校交流に、平成28年度からは、特別支援学校と小・中学校との学校間交流に重点を置いて交流及び共同学習を推進している。

昨年度まで特別支援学校と居住地校交流または学校間交流で直接交流の機会を設けた学校は、小学校が約90%、中学校が約95%であった。今年度は、モデル校の特別支援学校9校に交流コーディネーターを配置し、交流及び共同学習の機会のない小・中学校23校に対して、教職員向けの研修などを実施し、交流及び共同学習の意義について理解を図りながら実践を推し進めていくこととした。

3 事業の成果

①特別支援学校と初めて交流及び共同学習を実施する小・中学校であっても、同じ地域の実施経験のある学校から情報収集する等して準備を進めることができた。事前に交流コーディネーターを中心に小・中学校の教職員に対して研修を行い、障害の特性や交流及び共同学習の意義について理解を深めることができた。小・中学校の児童生徒に対しては、モデル校の特別支援学校の教員が出前授業や事前学習を行い、障害の理解を図った。さらにテレビ会議システム等のICT機器を活用して、児童生徒同士が自己紹介や学校紹介を行い、事前の取組を充実させた上で学校間交流を展開していくことができた。交流及び共同学習実施後には、評価会等で教職員の意識の変化や児童生徒の変容等を共有し、成果や課題を検証することができた。

平成 27 年度から令和元年度までの 5 年間の交流及び共同学習 (※直接交流)の実施状況は、特別支援学校と実施した小学校および中学校が共に 100%となった。また、居住地校交流に限定するならば、特別支援学校の在籍児童生徒のうち居住地の小学校と交流している小学部児童は55.0%、中学校と交流している中学部生徒は 12.9%である。特別支援学校の小学部段階では、児童が居住する市町の小学校の交流及び共同学習に対する意識が高まり、受け入れ体制が整ってきた。 5 年間の取組の中で、交流及び共同学習の意義や成果、実施にあたってのノウハウが浸透してきたことがうかがえ、実施校も年々増加傾向にある。

4 事業の課題とその解決のために必要な取組

①県全体としては交流及び共同学習に対する理解が浸透してきており、実施する小・中学校が年々増加している。とくに、居住地校交流については、市町に居住する特別支援学校在籍の児童生徒を交流及び共同学習の機会を通じて受け入れていく意識が高まっており、継続的な取組が見られる。学校間交流については、活動単位が大きいことから、期日調整の難しさや、準備等における教職員の負担の大きさなどの課題があることから、単発的なイベントとして終わってしまうケースも見られる。今後も継続した取組としていくためには、テレビ会議システムの活用や作品や便りの交換といった間接交流などの方策も含めて検討していく必要がある。

交流及び共同学習の取組の経験がなかった小・中学校では、交流及び共同学習の意義の理解や実施に向けたノウハウが不十分であることから、学校間交流を実施する場合、コーディネートする担当者の役割はとても重要である。交流コーディネーターや特別支援学校教員のセンター的機能を活用することで、交流及び共同学習の意義や手続きの流れが浸透し、各校の教育課程や年間指導計画に組織的かつ継続的に位置づけられるなど、交流及び共同学習を推進していく基盤を整えることができる。また、小・中学校の教職員の障害理解が深まることで、小・中学校の児童生徒の主体的な取組に発展するなど交流及び共同学習の充実が図られると考える。